

遊佐町長
小野寺喜一郎氏に聞く

遊佐町まちづくり基本条例

自分たちの地域、自治体を自分たちで治める意識でシステムを構築



昭和21年に制定された憲法は第8章(第92条~95条)で「地方自治」の概念を新たに設け戦前と異なる国づくりを目指した。しかし、60年余を経た今日のわが国に地方自治は果たして根付いたのだろうか。相変わらずの中央集権で自治は空洞化していないか。「地方自治」の概念の根幹には「住民自治」と「団体自治」があるといわれる。「住民自治」とは、地方のことは住民の意思によって決定すべきことであり、「団体自治」とは地方は国から独立した対等な地方政府によって運営されるべきことという考え方である。そして、国内の区、県、市町村で名称はいろいろだが、いわゆる「自治基本条例」を制定する自治体がこのところ急増し、改めて自治とは何かを考えざるを得ない。県内でも川西町、長井市、遊佐町が制定済みだ。昨年9月「遊佐町まちづくり基本条例」を施行した小野寺喜一郎遊佐町長に条例制定の趣旨を聞いた。

がんじがらめの自治から脱出

——条例制定の背景や狙いは。

●小野寺 平成12年4月に地方分権一括法が施行された。この時、日本の国が明治維新、戦後に次ぐ第3回目の時代の転換期を迎え、行政のシステムと運営方法を含め自治意識を変えなければならないと思った。平成5年から町長をやっているが、自治を行うための自由裁量権などほとんどなく、国の法令、政令、機関委任事務などががんじがらめになっており、こんなのが地方自治、民主主義なのかと疑問に思った。憲法では自由と言いながら、強い制約の中で行政を行わざるを得ない地方自治の現実がある。地方の実態に合わない社会や行政のシステムは変えなければならない。新しいシステムをつくるべきだと思った。その手段の一つに市町村合併がある。だが、合併は財政問題を出発点にしている観がある。それ以上に大事なのが社会システム改革だ。行財政システムも前提には住民自治があり、自分たちで考え自分たちで方式を編み出し、自分たちで責任をとる社会でなければうまく機能しない。住民自治を根底に「みんなでまちづくりを考えよう」というペーパーをつくり、住民に自己判断、自己責任による地方自治体の自立の必要性を訴え、意識とシステムの大転換を呼びかけたのがきっかけだった。

分権の根幹の住民自治へ意識を改革

——新しい社会システムとはどのようなものか。

●小野寺 できるだけ住民自治をやるシステムをつくり、その上で行政がやる分野と民間がやる分野の住み分けを行い、合わせて協働でやる分野を考えることだ。その前提となるのが意識改革だ。これまでどちらかと言えば依存型であり、市町村は国や県に依存し、住民も行政に依存してきた。住民にとって、してもらったのが当たり前になっており自立心が育たない。これでは自分の生き方や在り方を求めることができるのかどうか疑問になる。私は長年、青年団活動をやってきたが、青年団活動の根幹は平和と民主主義の追求にある。それを基本にして自分の生活を高めることであり、地域とのかかわりの中で地域社会全体が高まることで自分の生活を高めることも可能になる。ヨーロッパは早く分権制度を導入したが、国が学校教育を6・3・3・4制にした場合でも、学級数をいくりにするか、一学級の人数を何人にするかは地方に任せている。市でも市長がおらず議会がシティー・マネージャーを雇い行政を行うところもある。議員は自分の仕事を終わし夜開く議会もある。まさに自分たちで考え、議論し、自分たちで治める姿があり、これが分権の根幹である。

町民会議を開き民主主義について議論

——日本社会の精神風土を変える必要があるそう。

●小野寺 日本の社会は議論ができない。聞くことは

できる。だが、「あなたはどうするの」と聞くと「分からない」という答えが返ってくる。これでは民主主義社会にならない。若者に世の中に不満がある時、どんな行動をとるかを聞いた国際調査がある。欧米の若者は「合法的な範囲の中で社会や政治を変える」と答える。ところが日本の若者は「かわりを持たない」と答える。これでは選挙制度は不要な社会である。日本も成熟社会といわれるようになったのだから、一人ひとりがきちんと自分の意見を持ち、発表できる社会になる必要がある。これが日本の分権社会の基本であり、これからの自治をつくるためにきちんと議論しようと思った。市町村合併もそのための手段の一つだった。効率的行政や財政問題解決のための合併ではなく、どう多様性を保持し続けられるかの問題だったはずだ。従って、自前でどう行財政改革を行い、住民主体型自治を実現するため住民意識をどう変えるかが問題になってくる。その答えが「まちづくり基本条例」である。町民会議をつくり議論してもらった。

「維新プロジェクト」でシステムを改革

——具体的にどんな手法をとったのか。

●小野寺 平成16年に、まず「第1次維新プロジェクト」をつくった。町民主役の町づくりを進めるため地域内分権を行う必要があった。私自身も町民と維新プロジェクトを基にしっかり議論した。それを踏まえ翌年には「第2次維新プロジェクト」を策定し、これを町総合計画への架け橋にし、第4次行財政改革の大綱に位置づけた。また、平成17年に私の4期目の選挙があったので、町政運営の信条と政策をローカルマニフェストとしてまとめ発表し、以後その進捗状況を検証し続けている。平成18年には「まちづくり再編プラン」「集中改革プラン」を策定した。町役場職員の意識も変え、分権時代にマッチした新しい行政システムの構築、町民との協働の推進、行政サービスの向上と地域課題解決へ向けた事業展開、機能的でスリムな自治体の確立に努めてきた。

幅広い意味を持つ「町民」

——遊佐町の条例はユニークな点が多いが、まず町民の定義を行っている点に注目したい。

●小野寺 当町のまちづくり条例では、町民は単に住民登録している人だけを対象にしたものではない。町内に住み生活する人はもちろん、他市町村から町内の学校や企業に通う人、地域活動する人を含めてまちづくりの主体者と位置づけており、まちづくりへ参画する権利者としている。当然、情報公開の対象にもしている。民主主義は主張するだけでなく、責任も持っていることを自覚してはじめて成り立つ仕組みだ。主張して実施された政策の結果は主張したものに返ってくるので初めから自己主張と結果責任、つまり権利と義務は一緒のものにとらえなければならない。それを保証する行政の役割と責務としてアカウンタビリティ

がある。実は、職員は最もここを嫌がるが、うちの町は積極的に職員にこの責務を課した。議会にも役割と責務を課し、意志決定機関として再認識してもらった。日本政府は議員内閣制なので総理大臣は国会に対してアカウンタビリティを果たす義務があるが、都道府県や市町村のトップは住民が直接選ぶ大統領制なので住民に直接責任を負い、情報をどんどん流す必要がある。そうすると地方自治体の議会は議論を深めないと責任を果たせなくなる。ところが今の議会は質問で終わってしまう傾向があり今後の課題であろう。

「地区」が住民自治の最前線の細胞

——遊佐町の条例ではまた、町民自治組織の形成を掲げている点にも注目したい。

●小野寺 町には町内会もあるが旧村単位に公民館があり、それぞれの運動会などさまざまな活動に資金支援してきた。平成14年からはまとめて地域活動交付金という形で出すようにした。資金をどう使うかは地域で決めて下さいという考え方だ。ところが、住民や議会から「行政の丸投げではないか」「おれたちが大変になる」という批判が出た。いろんな議論を経た結果、平成17年からはいろいろな団体の集合体として地区ごとに「地域づくり協議会」を設け、その中で自分たちの地域課題を発見し解決に取り組んでもらう形にした。21年度からは公民館の運営や活動もそこに委ねる形になる。これが言うなれば住民の自治組織であり、ここで意識革命を行わなければならない。去年から地域を回って盛んに議論をしてきたが「行政の手抜きではないか」など、まだ異論や反論があり、道半ばの感じだ。地区の運動会は果たして行政がやらなければならないものかどうか、考えてもらう必要がある。でも、そんな議論を続けてきた甲斐があり、クロマツの保護に自主的に取り組む地域が出てきたり、意識改革の芽は始めている。住民が自ら地域を治めていく取り組みであり、住民自治の最前線の細胞である。ここで意識が変わり目覚めていくと、将来、市町村合併があろうが、道州制になろうが、どんな変革が起きようともビクともしない自治が可能になるはずだ。

町民投票も位置づけ

——条例ではさらに、町民投票の条文も設けている。

●小野寺 これから住民参画を進めるとなれば、きちんと住民意志を尊重する仕組みも必要になると思い、この際条文化した。ただ、法的には議会が最終的な意志決定機関なので住民投票は行っても、その結果は参考意見の位置づけにとどまる。住民投票を取り上げるかどうかの判断は町長が行うことになる。議会の決議の前段としての位置づけである。

——自治の根幹に迫る考え方が散りばめられている条例だと思いました。ありがとうございました。